

令和 7 年度仙台市一般監査実施計画（総括）

仙台市社会福祉法人・施設指導監査実施要綱（平成 13 年 3 月 30 日健康福祉局長決裁。）
第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度仙台市一般監査実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

令和 7 年度の一般監査は、これまでの一般監査実績や厚生労働省の指導及び通知等を踏まえ、別に掲げる社会福祉法人，社会福祉施設，実施機関ごとの基本方針とこれに沿った着眼点に基づき実施する。

2 重点事項

令和 6 年度の一般監査結果において指摘の多かった事項の改善等を重点事項とし，法人及び施設，実施機関種別ごとに別に定める。

3 監査方法

監査は，原則実地により実施する。

(1) 事前打合せ

一般監査を実施する際には，事前に提出資料を確認のうえ，重点的に監査を行う箇所や役割分担を事前打合せにより決定する。

(2) チェックリストの活用

一般監査にあたっては，監査内容のレベルを統一するためチェックリストを活用する。

(3) 監査の実施体制

監査の実施体制は，原則として，社会福祉法人の指導監査は健康福祉局総務課が行い，社会福祉施設の指導監査は各事業所管課が行う。なお，社会福祉施設の職員処遇・経理の監査については健康福祉局総務課が協力する。

実施機関の監査は各事業所管課が行う。

(4) 監査結果の復命と改善状況の適正管理

監査終了後は，別に定める監査の指摘区分と作業手順に従い，速やかな監査結果の報告及び指摘事項等の改善状況の適正な管理に努める。

4 監査の実施区分及び日程

社会福祉法人及び社会福祉施設の監査の実施区分及び日程は，別紙記載のとおりとする。

なお，実施機関に対する監査日程は別に定める。

5 監査実施数

令和 7 年度の一般監査実施数は，227 である。内訳は次のとおり。

(1) 社会福祉法人 37 法人

(2) 社会福祉施設 170 施設

保護施設 2 施設，障害児者施設 21 施設，老人福祉施設 28 施設，
児童福祉施設 19 施設（障害児施設除く），保育所 100 施設

(3) 実施機関 延べ 20 箇所

障害関係 1 箇所，老人関係 6 箇所，児童関係 7 箇所，保育所関係 6 箇所

6 その他

感染症等の発生状況を考慮して、実施区分及び日程並びに実施施設数等は、各課及び各施設の実情に応じて柔軟に対応する。